

小国町職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

【処分の内容】

被処分者の所属、職名、年齢及び処分内容

処分対象者	所属	職名	年齢	処分内容
当事者	福祉課	係長	42	減給 (10分の1、1月)
管理監督者	福祉課	課長	58	厳重注意(口頭)

【事案の概要】

被処分者は、令和6年6月から11月にかけて4件の児童扶養手当の認定請求書を受理したにも関わらず、事務処理を適正に行わなかった。また、請求者からの認定に関する問合せに対しても誤った回答を行うなど不適切な行為を行った。

この結果として住民に対して総額約110万円の児童扶養手当の支給を遅延させ、経済的及び精神的苦痛を与えた。

このような行為は地方公務員法第29条第1項第2号に規定する職務義務違反及び職務怠慢にあたることから、懲戒処分として減給10分の1、1月とした。

管理監督者については、被処分者の管理監督として十分な指導に欠けていたとして厳重注意とした。

【処分年月日】

令和7年6月2日